

現代日本の信教の自由の保障とその限界

平野 武
(龍谷大学)

1 はじめに

現在の日本は、多様な思想、様々な価値観が共存しており、宗教もそれぞれ価値観を背景にいわば多元的に存在している。社会の中では種々の利害が輻湊しており、その中に存在する宗教団体をめぐっても実に様々な問題が噴出している。周知のとおり宗教団体内部の法的紛争も尽きることがない。それらが裁判所で争われる場合、司法審査の限界の問題として議論されることが多いが、信教の自由、政教分離原則が問題になることも少なくない。最近では寄付をめぐるトラブルやいわゆる霊感商法、霊視商法等の被害が社会問題になつていいるが、裁判では被害者救済と信教の自由を調整する論理が問題になる。この問題を解決することを簡単ではないが、今日、避けることができない検討課題であることは事実である。また、いわゆる「カルト」集団をめぐる問題は人身保護事件の問題もあり、いくつかは法廷で争われた。⁽¹⁾これらは親権と宗教団体をめぐる問題であるが、それ以外にも住民とのトラブルが生じていることもよく知られている。

家庭生活における信教の自由についても問題は少なくない。例えば信仰の違いを理由に婚約の破棄が認められるか、過度の宗教活動が離婚原因になりうるかの問題がある。これらは直接的ではないが、結果として信教の自由を

制約する問題として議論することができよう。これらの問題は、わが国の宗教が伝統的に「家」の宗教であったことから、最近まではあまり表面化することはなかったが、個人が自律的な生き方をするようになり、また様々な新しい宗教運動が盛んになるにつれ、注目をされるようになったといえる。宗教団体が婚姻の在り方を規定する場合もあるが、周知のとおり、裁判所は、統一教会の合同結婚式に関して婚姻意思が不存在として無効と判断した。

一方、いわゆる靖国問題も依然として存在している。靖国神社「公式」参拝は、中曽根内閣のときに実施されたが、これについては諸外国も含めて各方面から批判があり（それゆえ国際問題化した）、遺族、宗教者等から訴訟まで提起された。教育と宗教の緊張関係も、司法判断上困難な問題として存在している（例えば公教育における宗教教育の自由の問題や信仰にもとづく剣道実技拒否事件）。輸血拒否や生命倫理をめぐる議論（これらには医学・医療技術の進歩にもとづく脳死、臓器移植、尊厳死、人工妊娠中絶、人工生殖、遺伝子治療等多様な問題がある）も宗教が関係することが多く、一部は裁判になっている。ホスピス（ビハラ）、葬送の自由の問題もある。生命倫理、環境倫理等めぐることも宗教が改めて問われているといえるが、とくにホスピスをめぐることは、今後、信教の自由と政教分離の関係（国公立病院の場合）の微妙な問題として議論されるであろう。その他、現代日本では「国際化」が進行するなかでの宗教問題が生じており、今後、そこから生じる問題についても無視できなくなるであろう。

衝撃的な事件、寄付や勧誘をめぐるトラブル等が発するなかで、宗教に対するまなざしは今日厳しいものがある。信教の自由の限界を強調する議論が広くなされるようになってきている。さらにはそれを超えて信教の自由に対する攻撃も一部では強まりつつあるといつてよい。しかし、信教の自由はあくまでも尊重されなければならない。いわゆる「カルト」による被害は確かに深刻なものがあるが、そのような被害の深刻さを理由に信教の自由を軽視し

たり、これに敵対的な姿勢をとることは避けなければならない。このような被害の救済と信教の自由の尊重が両立するような理論的枠組みが求められている。信教の自由を尊重する立場から被害の救済をめざす理論が提示されなければならないといえる。⁽⁴⁾

本稿では、多様な形で存在している宗教にかかわる法的问题のなかから若干のものを信教の自由との関係で検討してみたい。数多く存在する問題の一部をとりあげるだけであり、また、いわば概論的な観点からしか述べることができない本稿では指摘しうることは限られているが、それでも論点の所在を明らかにすることができるであろう。⁽⁵⁾、一つの問題提起をすることはできるであろう。

2 二面的視野

以上のように噴出する現代日本の信教の自由、宗教に関する法的问题を考える際には、二つの問題すなわち「古い問題」と「新しい」問題が存することを視野にいれておかなければならない。⁽⁶⁾すなわち、今日、種々の事件となつてあらわれている新しい問題と同時に古い問題の存在を無視はできないのである。

古い問題とは、近代日本の歴史と経験にかかわるものであり、いわゆる靖国問題や伊勢神宮参拜問題、皇室祭祀にも関係するものである。古い問題に関しては、国家神道体制について、すでに消滅をしたとする国家神道「消滅」論⁽⁷⁾でもいうべき判断がいくつかの裁判において示されており、それらをどのように評価するかが問われている。

国家神道消滅論が政教分離を緩和させることには疑いがない。例えば、箕面遺族会補助金訴訟一審判決では、国家神道の歴史についてはかなり立ち入った判断をしながら、戦後において国家神道体制はすでに消滅をしたのであるから、靖国神社、忠魂碑の意味合いも変化し、とくに忠魂碑は宗教的意味をほぼやめたこととの認識を示

し、結果として政教分離を緩和する判断を導いている(大阪地判昭六三・一〇・一四、判時一二九一・三三)。同判決は、「制度的国家神道の解体した今、それらの宗教的感情を忠魂碑への日常の拝礼、参拝等に公的・強制的に結び付ける要素はもはや存在しないこと、また、右のような宗教性も、その内容において、天皇の神聖絶対性を基盤とする実質的国家神道に結び付くものとは認めがたいのはもちろん、他の死者を追悼、記念する碑や塔一般に対して一般人が抱く宗教的感情と特に異なつたものがあるとも認めがたいのであって、…結局、今日、忠魂碑は、もつぱら戦没者を追悼、顕彰するための記念碑としての性格のものとみざるを得ない。」とした。この結論は、控訴審においても支持された。

長崎忠魂碑訴訟二審判決(福岡高判平四・一二・一八、判時一四四四・五三)も、「今日の日本社会において、国家神道思想ないし忠義、忠誠の対象が神格化された天皇であるというような思想は、もとより国是からも廃止され、戦没者が神靈たる忠魂になるという英霊思想は国民一般の心情から消滅し、過去のものになつてゐることは明らか」との認識を示した。また、大分抜穂の儀訴訟一審判決も、同様の判断を示していると考えられる(大分地判平六・六・三〇、判例地方自治二二八・三七)。鹿児島大嘗祭判決(平四・一〇・二、判時一四三五・二四)も同様である。東京即大訴訟判決(東京地判平一一・三・二四、判時一六七三・三三)は、象徴天皇制を強調する⁽⁸⁾。このよ
うな中で国旗・国歌法が制定されたことにも注意しなければならない。国家神道消滅論は、信教の自由にもかかわる問題である。それが政教分離を緩和させることから信教の自由への脅威となる可能性があるだけでなく、そのよ
うな形の国家のイデオロギー動員にそぐわない信仰を實際に抑圧するであらう⁽⁹⁾。

いわゆる国家神道消滅論については、現在における靖国神社の基本的性格の認識(これにかかわつて遺族会の性格、運動が問題とされよう)、神社界の大半を組織する神社本庁(包括団体)の神道政治連盟等の政治活動、首相

による「神の国」発言が飛び出す意識状況、皇室の儀式(大嘗祭等)のもつ意義等々、慎重に評価されるべき問題が軽視されているのではないかと危惧がある。(10) なお、愛媛玉串料最高裁判決(平九・四・二、民集五一・四・一六七三)は、国家神道消滅論に対して慎重な姿勢を取ったものと解釈できるであろう。

新しい問題とは、例えばいわゆる新新宗教と「カルト」をめぐる問題であり、周知のとおり、この数年大きな事件、問題を引き起こしている。これらの事件を契機に宗教法人法改正問題が浮上し、一気に改正がなされたこと、また破壊活動防止法の団体解散の規定の適用が初めてなされようとしたこと、いわゆる団体規制法が制定されたこと等は改めて指摘するまでもない。これらは今まで経験しなかつた困難な問題を提示している。一部の宗教団体が引き起こした被害は極めて深刻なものがあり、被害者の救済のためにも何らかの対応が必要であることは否定できない。しかし、一連の法的措置が信教の自由を侵害する可能性も無視はできないのである。

3 信教の自由の限界をめぐる判例の流れ

信教の自由にも、当然限界がある。内心にとどまる信仰については、制約は一切許されないが、外部にはたらきかける宗教行為、宗教的結社の自由については制約される場合がある。宗教行為であってもそれが犯罪を構成すれば処罰されるのは当然であろう(但し、オウム真理教をめぐる一連の事件では、微罪逮捕、別件逮捕があつたことは問題である)。以下、周知の判例ばかりであるが、その流れを概観してみたい。

祈祷傷害致死事件判決(最判昭三八・五・一五五、刑集一七・四・三〇二)では、信教の自由は一般に犯罪成立を妨げない、とされた。この事件では、いわゆる線香護摩による加持祈祷を行い、その結果、少女を死亡させた被告人が、自己の行為を宗教行為の自由(信教の自由)をたてに正当化しようとしたが、最高裁は、「被告人の本件

行為は、一種の宗教行為としてなされたものであったとしても、それが他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使にあたるものであり、これにより被害者を死に致したものである以上、被告人の右行為が著しく反社会的なものであることは否定し得ないところであつて、憲法二〇条一項の信教の自由の保障の限界を逸脱したものであるといふほかはなく、これを刑法二〇五条に該当するものとして処罰したことは、何ら憲法の右条項に反するものではない。」⁽¹¹⁾とした。

この最高裁判決は、信教の自由の限界を考える際の出発点となる。そこで述べられているのは、たとえ宗教行為であつてもそれが他人の生命や身体を侵害することは許されないものであり、当該宗教行為が「著しく反社会的なもの」である場合、信教の自由を逸脱した行為であると解される、ということである。判決は公共の福祉によつて信教の自由も制約されるというが、公共の福祉という概念を使用しようとしまいと、各人は他人の権利を侵害しない限度において自由をもつのであり、信教の自由についてもそのことは変わりないから、判決の結論は当然のことである。⁽¹²⁾しかし、ここでは「著しく反社会的なもの」の基準については明確に示されているわけではない。もちろん、問題になるのは外部に向けられた行為(信仰の自由といった内的な事項は他人を侵害することはありえないであらう)であるが、判決ではそのような行為の宗教的意味を問うことなく、外形的に判断する手法がとられているといえる。

いわゆる靈感商法・霊視商法をめぐる裁判においても基本的には同様のアプローチがとられているといえよう。例えば福岡地裁の判決は、宗教的活動としてなされた行為を外形的にとらえて、目的、方法、結果において社会的相当性を欠く場合は不法行為に該当し、また、末端信者の行為であつても教団に実質的な指揮監督関係があると考えられるときは教団の使用責任を問えると判断した(福岡地判平六・五・二七、判時一五二六・一一一)。靈感

商法・靈視商法めぐるこれらの訴訟では信仰や教義に立ち入ることはしないで、行為（お布施や供養料の勧誘行為）の目的、性質、方法などが違法であると判断できるか否かが問題とされた。⁽¹³⁾一連の判決では、たとえ宗教行為としても相手方の悩みや不幸という「弱み」につけこんで、不安感を煽り立て、理性的な判断を不可能にする状態を勧誘すれば、社会通念上許容された限度を超え、違法性を有するものと判断されている。⁽¹⁴⁾

信教の自由の限界については、しかし、別の流れを指摘しうる。いわゆる「牧会権事件」判決（神戸簡裁昭五〇・二・二〇、判時七六八・三）は、キリスト教の牧師には迷える子羊に対して「魂への配慮」をする義務があり、その人が人間として成長していくようにその人を養い育てる（牧会する）宗教上の職責があることを認めた。判決はその上で、本件被告人（牧師）の行為は、自己を頼ってきた迷える二人の少年の魂の救済のためになされたもので、形式上犯人蔵匿の罪に当たるとしても宗教行為の自由が基本的人権として憲法上保障されていることに配慮すれば国家権力は謙虚に自らを抑制し、寛容をもってこれに接しなければならない、とした。判決は、「具体的牧会活動が目的において相当な範囲にとどまったか否かは、それが専ら自己を頼って来た個人の魂への配慮としてなされたものであるか否かによって決すべきあり、その手段方法の相当性は、右憲法の要請を踏まえた上で、その行為の性質上必要と認められる学問上慣習上の諸条件を遵守し、かつ相当の範囲を超えなかつたか否か、それらのためには法益の均衡、行為の緊急性および補充性等の諸事情を比較検討することによって具体的総合的に判断すべきである。」⁽¹⁵⁾とい、結局、牧師の行為を正当業務行為として違法性を阻却するものとした。

このような判断は、宗教の社会的機能、宗教者の社会的役割を認めた点で評価されるべきものといえるであろう。⁽¹⁶⁾この判決は、折衝傷害致死事件とは異なった判断をしているように見えるが、それはこの事件では他の人の権利への直接的な侵害が生じていないからである。公権力（捜査権）の侵害は生じているが、それも一時的なものである

から、このような場合、権力は謙抑的な姿勢を維持すべきであったのである。また、この判決は行為の宗教的意味を判断すること（信仰内容、教義を理解する姿勢を示すこと）を避けなかった点でも祈祷傷害致死事件と対照的であるといえよう。

信仰にもとづく剣道実技履修拒否を容認した神戸高専事件最高裁判決（平成八・三・八、判時一五六四・三）も「履修拒否が信仰上の理由に基づくものかどうか外形的事情の調査によって明らかになる」とし、「学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合には、学校が、その理由の当否を判断するため、単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることが公教育の宗教的中立性に反するとはいえない」とした。ここでは外形的事情の調査という語が使用されているが、信仰内容を理解することを認めている⁽¹⁶⁾。

以上のところから、判例のなかに信教の自由の限界をめぐって二つの流れの存在を指摘することができる。一方は、他者の権利保護のためにも信教の自由には限界があることを主張するが、問題となった行為の外形的判断にとどまり、信仰の内容には立ち入らないとする立場である。そのことよって信教の自由の侵害にならないことを示そうとするものである。他方は、信教の自由の制限には慎重であり、信教の自由を確保するためには外形的判断にとどまらず、信仰の内容、教義を理解しようとする姿勢をもつ立場である。この立場は、公権力との関係で信教の自由を保障し、拡大する点では優れているが、他者の人権侵害に有効な手立てを講じえないとの批判があるろう。

信教の自由を拡大する判例として、いわゆる宗教的人格権に関する自衛官合祀訴訟判決も見逃せないであろう。宗教的人格権は、従来の強制・禁止からの自由という信教の自由とは異なる内容をもつからである。自衛官合祀訴訟一審（山口地判昭五四・三・二二、判時九二一・四四）は、「一般に人が自己もしくは親しい者の死について他人

から干渉を受けない静謐の中で宗教上の感情と思考を巡らせ、行為をなすことの利益を宗教上の人格権の一内容としてとらえることができる」といい、被告である県護国神社も隊友会も地連職員も原告に亡夫を神道にしたがつて礼拝するように強制しているわけではないことを認めながら、原告が自己の信じる宗教によって亡夫を記念し、その死の意味を探ろうとしているとき、他人よつて勝手に亡夫を神社の祭神として祀られ、永代にわたつて命日祭を斉行されることは、決して些細なことではないとして原告の慰謝料請求を認めた。同事件の第二審判決も地裁判決を支持した(広島高判昭五七・六・一五、判時一〇四六・三)。これらの判決は信教の自由を新しいレベルにまで広げようとするものであった。⁽¹⁷⁾

しかし、最高裁(最判昭六三・六・一、民集四二・五・二七七)は「人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によつて害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえつて相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至ることは、見易いところである。」とした。この最高裁判決は、信教の自由が何人にも保障されていること、そしてそれは何人にも自己の信仰と相容れないものについて「寛容」を要請するのだという。このような宗教的人格権の否定はいわゆる靖国神社公式参拝訴訟判決においても繰り返された。⁽¹⁸⁾

オウム真理教解散事件判決も信教の自由の限界を考える場合には極めて重要である。平成八年一月三〇日最高裁第一小法廷決定(判タ九〇〇・一六〇)は、宗教法人法八一条一項一号及び二号前段に規定する事由があるとしてなされた解散命令は、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容喙する意図によるものでなく、右宗教法人の行為に対処するには、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、他方、

解散命令によつて宗教団体やその信者が行う宗教上の行為に何らかの支障を生じることが避けられないとしても、その支障は解散命令に伴う間接的で事実上のものとどまるなど判示の事情の下においては、必要でやむを得ない法的規制であり、憲法二〇条一項に違反しない、と述べた。

本件決定は、解散が信者の宗教の自由に影響を与える可能性があるのなら、やはり慎重な判断がなされなければならない、との視点を示している。宗教法人法が、宗教団体に法人格を与えるものである以上、それを超えて解散の意味を解することはできない（解散の場合でも個々の従前の宗教団体構成員が宗教活動を行う自由は認められることになる）との判断が示されている。⁽¹⁹⁾ 宗教団体の存在は、憲法上宗教の自由に含まれる宗教的結社の自由に由来するものであり、宗教法人法による解散は、宗教団体の存続を否定していないとすることによつて違憲であるとの批判を免れるといえよう。本件決定はそのことを明らかにした点で意義があるといえよう。⁽²⁰⁾

本件最高裁決定は、いわゆる祈祷傷害致死事件判決を引用し、宗教の自由の限界を説くが、「公共の福祉」による宗教の自由の制約といつても両者は性格が異なっている。祈祷傷害致死事件は、被告人本人の宗教上の行為が他の生命を害する場合の制約の問題であり、本件は、自己の属する宗教団体の行為すなわち自己が有責でない行為によつて本人の宗教の自由が制約される問題である。そのことを別にして、本件決定で注目すべきは、宗教の自由について単なる公共の福祉による制約を論じているのではなく、制約の目的がやむにやまれない利益のためのものであり、また、制約手段が必要最小限度のものであることを要するとの認識を示していることである。⁽²¹⁾ 宗教の自由の制限に関する考え方についての裁判所の判断の到達点を示しているといえる。このような考え方が確立されることが望まれる。⁽²²⁾

東大医科研付属病院輸血事件判決は、議論の多い分野での裁判所の判断として注目された。信仰にもとづく輸血

拒否については、すでに昭和六〇年二月二日大分地裁決定(判時一一八〇・一一三)⁽²³⁾があるが、信仰との関係で本格的な議論になったのは本件が我が国では最初のケースであるといえよう。東京高裁判決(東京高裁平一〇・二・九、判タ九六五・八三)は、患者が絶対的無輸血の手術を要望しているのに、医師が「できる限り輸血しないが、輸血以外に救命手段がない事態になれば輸血する」との治療方針を採用するときは、患者に対してその治療法を説明する義務があり、この説明義務を怠って手術をし、輸血をしたときは、これにより同患者が被った精神的苦痛を慰謝する義務を負う、とした。患者の自己決定権を尊重し、医師の説明義務違反を認定したものである。⁽²⁴⁾判決はいう。本件のような手術を行うことについては、患者の同意が必要であり、この同意は、各個人が有する自己の人生のあり方(ライフスタイル)は自らが決定することができるという自己決定権に由来するものである。また、判決は、念のため(傍論)として「人が信念に基づいて生命を賭しても守るべき価値を認め、その信念にしたがって行動すること……は、それが他者の権利や公共の利益ないし秩序を侵害しない限り、違法となるものではなく、他の者がこの行動を是認してこれに関与することも、同様の限定条件の下で、違法となるものではない。」とした。最高裁判決(平成一一・二・二九、判タ一〇三二・五八)も、「エホバの証人」の信者である患者側の主張を認め、承諾をえない輸血の強行が信仰に基づく自己決定の権利(それは人格権のひとつとして法的保護の対象とされる)を侵害したと判断し、患者が宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を拒否するといふ固い意思を有しているときは病院側が輸血以外には救命手段がないと判断されれば輸血をするとの方針をもっているなら、そのことを説明し手術を受けるかどうかを患者の意思決定にゆだねるべきであった、とした。

この事例では自己決定権が信教の自由と重なり合っており、そのことによつて信教の自由が拡充されているといえる。信仰が自己決定に絡む場合、そのことは自己決定に深みと重みを与える⁽²⁵⁾。真摯な信仰にもとづく自己決定

は思いつきや気まぐれではない。「エホバの証人」は、自殺を望んでいるのではなく、より高い生命、「永遠の生命」にあずかるうとして⁽²⁶⁾いる。そのことを考えるならば、判決は支持されるべきであろう。本人にとつて最高、究極の価値をもつものを尊重しなければならない。律法、戒律に従つて生きるという生き方の自由、信仰生活の自由は、他者の権利を侵害しない限り尊重されるべきであろう。この東大医科研付属病院輸血事件も信教の自由の拡充の点から見て見落とせない意義があることを強調しておきたい。そこでは、信仰生活の自由とでもいふべきものが認められたと解せられよう。

4 政教分離と信教の自由

政教分離原則は、信教の自由の保障に資するものとして評価されて来た。しかし、最近、政教分離原則を信教の自由との対抗的關係において援用する例が生じている。このような場合、政教分離原則は信教の自由を制限する機能をもつ可能性がある。それは日曜授業参観をめぐる判決(東京他判昭六一・三・二〇、判時一一八五・六七)で問題になったが、より典型的に提起されたのは前に触れた神戸高専事件である。前者の判決では、「宗教行為に参加する児童について公教育の授業日に出席することを免除する(欠席として扱うことをしない。)」ということでは、宗教、宗派ごとに右の重複・競合の日数が異なるところから、結果的に、宗教上の理由によつて個々の児童の授業日数に差異を生ずることを容認することになつて、公教育の宗教的中立性を保つ上で好ましいことではない」とし、原告らの被る不利益は原告らにおいて忍受すべき範囲にあるとした。後者の事件では、最初、「エホバの証人」の教義により剣道の実技を拒否する学生に参加したのと同様の評価をするならば信教の自由を理由として有利な取扱いをすることになり、公教育に要求されている宗教的中立性を損ない、ひいては、政教分離原則に反することにも

なるとの判断(例えば原級留置処分を争った事件についての大阪高裁決定平三・八・二、判タ七六四・二七九)がなされた。⁽²⁷⁾そこでは、本来信教の自由を支えるはずの政教分離原則が、それを抑制する機能をもたされていることに注意したい。このような政教分離の適用については疑問が生じよう。日本国憲法の政教分離原則は、宗教を敵視するものではない(この点は時には誤解されることもないわけではない)し、宗教に最大限の自由を認める制度であるから、政教分離が信教の自由の保障を妨げることになるような解釈はとるべきではないように思われる。

事件は、その後退学処分を争う裁判となった。その高裁判決では学生側の逆転勝訴となり、学校側が上告したが、最高裁は、上告人学校側の処分を裁量権の範囲を超える違法なものとし、被上告人学生の勝訴が確定した。最高裁は、拒否の理由が信仰の核心部分と密接に関連する真摯なものであること、被上告人が剣道実技の履修という自己の信仰上の教義に反する行動を採ることを余儀なくさせられるという性質を有するものであったこと、他の学生に不公平感を生じさせないような適切な方法、態様による代替措置は可能であり、また、代替措置によって教育秩序の維持、学校運営に重大な支障を生ずるおそれもないことを指摘し、「信仰上の真しな理由から剣道実技に参加することができない学生に対し、代替措置として、例えば、他の体育実技の履修、レポートの提出等を求めた上で、その成果に応じた評価をすることが、その目的において宗教的意義を有し、特定の宗教を援助、助長、促進する効果を有するものということはできず、他の宗教者又は無宗教者に圧迫、干渉を加える効果があるともいえないのであつて、およそ代替措置を採ることが、その方法、態様のいかに問わず、憲法二〇条三項に違反するということができないことは明らかである。また、公立学校において、学生の信仰を調査せん索し、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されないものであるが、学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合に、学校が、その理由の可否を判断するため、単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との

合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることが公教育の宗教的中立性に反するとはいえないものと解される。」と判示した。

この判決では、退学処分を教育上やむをえないと認められる場合に限るとする姿勢が示されており、そのことは評価できよう。ここでは政教分離原則は宗教に保護を与えるものではないが、宗教に自由を与えるものであることを確認しておきたい。政教分離原則が、もし、信教の自由を制約するものとして援用されるならば、そのことはやはり背理とされるべきであろう。政教分離原則は、その最大の目的である信教の自由の確保のためには、結果として緩和されることもあると解せられる。それゆえ信教の自由確保と衝突する場合は、目的効果基準（とりわけ効果について）は、厳格に解釈すべきではなからう。この判決は、また、信仰の内容を理解しようとしていることに注目すべきである。前述の牧会権判決と同様、信仰について理解をすることによって、信教の自由の保障を拡大したのであり（もつとも最高裁判決は校長の裁量権の逸脱を問題にしている）、真摯な信仰生活の人生における重みを考えるならば、このような最高裁の判断は正当なものといわなければならないであろう。

5 組織・団体と個人の信教の自由の保障

私人間において信教の自由がどこまで保障されるのかも議論となる。近代社会は私的自治の原則を認めており、私人間の事柄については当事者の自由な決定にまかされているのであるから、その限り、個人の信教の自由に限界が設定される場合がある。特定の場所で布教または祭祀を行わない旨の私人間（養親子間）の約束について、裁判所が、「憲法二〇条が同一九条と相まって保障する信教の自由は、何人も自己の欲するところに従い、特定の宗教を信じまたは信じない自由を有し、この自由は国家その他の権力によって不当に侵害されないということで本件の

ように特定の場所で布教または祭祀を行わないことを私人間で約束することを禁ずるものではない」とした例がある(最判昭四二・五・二五、民集二一・四・九三七)。これは、いわゆる私的自治の原則を優先させたものであるが、当該事件は宗教団体内部の対立という要素を有しているようにも思われる。⁽²⁸⁾

改宗の自由と寺院の典礼権をめぐる事件において裁判所は、転宗者の寺院境内地墓地への埋葬を認めるが、その典礼権は寺院の側にあるとした(津地判昭三八・六・二一、判時三四一・一九)。この問題には公衆衛生上の問題がからんでおり、中間的な判断がなされている。しかし、最近、寺院の典礼を受けないことを理由にして寺院境内地墓地への埋葬を拒否することを認めない判決(東京高判平八・一〇・三〇、判時一五八六・七六)⁽²⁹⁾もでており、この問題についての裁判所の考え方に変化の兆しも見える。

私人間においても支配・従属関係が存在する場合は、信教の自由の保障を及ぼすべきであろう。民間の会社研修をめぐる三重宇部生コン工業事件(名古屋高判昭三八・四・二六、判時三三三・一〇)は、いわゆる私人間において信教の自由がどのように保障されるかが争われた事件である。会社の研修のため神道系の道場に派遣されたが、講習に参加せず、道場長と論争し、退場させられた社員を会社の名誉、信用を傷つけたとして懲戒解雇したことが争われた。判決は、たとえ講習の科目として行われるものであっても、申請人(解雇された社員)が自己の信仰する宗教と異なる宗教の行事に参加することを拒むことは権利として保障されているものであり、申請人が右の行事に加わらなかったこと、道場長の講義に対し抗議論争したことは宗教上の信念の表現行為といふべきものであつて、何等非難されるべきものではない、とした。

この外にも、会社が宗教活動に参加しなかった者の就労を拒否したことが解雇に当たり、会社は、宗教行事への不参加を理由とする未払い賃金を支払うべきとした例(東京地判平二・一二・一九、労働経済判例一四二一・三)

もある。このように労働の場においては、対等な個人間の関係とは違った問題があるから、信教の自由の保障を及ぼすべきである。このことに關しては判例は確立しているといつてよからう。⁽³⁰⁾

信教の自由は、個人と宗教団体の関係でも問題になる。宗教団体の位置づけも信教の自由と政教分離の原則の上になされなければならない。宗教団体には最大限の自由と自律が認められるべきであるが、そうすると個人の信教の自由と団体の信教の自由が対立する局面も存する。個人は、多くの場合、集団で宗教活動を行う。個人には宗教的な集会・結社の自由が認められており、団体として宗教活動を行い、宗教生活を送る自由が認められているから、そこから宗教団体の自由と自立・自律権が保障されること（このことは、政教分離原則の要請するところでもある。）になるが、その限りで個人の信教の自由の限界の問題が生じよう。宗教団体と司法権との関係では「部分社会論」が議論される所以である。一方、裁判所は権利救済の任務にあたつており、紛争に対して公平な立場からその解決をめざすことが期待されている。もちろん、裁判所はすべての紛争を解決しうるものではない。当然のことながら、裁判所が扱うのは法的紛争に限られ、宗教の教義等の問題は裁判所が判断しえないものである。

宗教上の理由にもとづく錯誤を主張して、宗教団体に対してなした寄付金の返還を求めたいいわゆる「板まんだら」事件では、信仰の対象についての宗教的価値判断、宗教上の教義に關する判断は、裁判所が解決すべき法律上の争訟ではなく、そのような判断を求める訴えは却下を免れないとの判断が最高裁によって示された。⁽³²⁾（最判昭五五・四・七、民集三五・四四三）が、この事例は、実質上は宗内の紛争であるから、宗教団体の自律権の問題と評価できる一面がある。

本門寺事件（最判昭五五・四・一〇、判時九七三・八五）では代表役員等の法律上の地位の存否を判断する前提問題として、住職の地位という宗教上の地位の存否について判断しうるか否かが問題とされた。最高裁の判断は、

宗教団体の自治権を尊重し、宗教上の教義にわたる事項のごときものについては裁判所がこれに立ち入って実体的な審理、判断を施すべきものではないが、右のような宗教活動上の自由ないし自治に対する介入にわたらない限り、当該宗教法人の代表役員等であるかどうかを審理、判断する前提として、その者が右の規則に定める宗教活動上の地位〔住職等〕を有する者であるかどうかを審理、判断することができ、というものであった。従来の住職の地位については、裁判所は審理、判断できないとしていた考え方が部分的に修正されたのである。

その他の宗教団体の自治権をめぐる裁判としては、蓮華寺事件(最判平元・九・八、民集四三・八・二)や白蓮院事件(最判平五・七・二〇、裁判所時報一〇三・二〇二)、妙真寺事件(最判平五・九・一〇、裁判所時報一〇七・二一九)等がある。判決は、教義・信仰上の問題(異説かどうか、血脈相承の意味等)の判断を裁判所はするべきでないとの観点を示すものである。⁽³³⁾ これらもまた、裁判所に権利救済を求めても退けられる事例であるといえる。宗教団体の自律権は尊重されなければならないから、その反面、個人の信教の自由の侵害があったとしてその救済を求めることに限界があることも認めざるを得ない。しかし、それは内部秩序維持のためのものとして理解されるべきであるから、外部の者との関係は別に考えなければならない。

6 信教の自由の再吟味―一つの問題提起

以上の概観を踏まえて、信教の自由を再吟味し、一つの問題提起を試みたい。いうまでもないことであるが、信教の自由とは、宗教の自由のことであり、その内容は、信仰の自由、宗教行為の自由、宗教的集会・結社の自由からなっている。これらの自由が保障されているとは、信仰、宗教行為、宗教的集会・結社について強制・禁止・不利益な取り扱いをされないという意味であり、公権力に対しては強制・禁止・不利益取り扱いを禁止するという

ことである。不利益取り扱いの禁止は平等権の保護の問題であるが、信仰については絶対的平等が維持されなければならぬ(合理的差別も禁止される)から、改めて主張する意味があると思われる。また、他者の権利の直接的な侵害がない場合、信教の自由の制限については国家権力は謙抑的であることが求められよう。権力の謙抑性に関しては、いわゆる牧会権判決が参照されるべきである。公権力との関係では、信教の自由に関してはやはり、「精神的自由権」の優越的地位の理論にもとづく厳格審査基準がとられなければならない(逆に言うと、公権力との直接の関係ではなく、他者の権利侵害との関係で議論しなければならない場合は、より柔軟な基準で判断されることであろう)。

ところで、今日、以上のような信教の自由の保障に加えて「信仰生活の自由」とでもいうべき概念を検討してみる価値があるように思われる。信仰を個々人の私的・個人的事項として尊重すべきであると考え、そのような概念は必要ともいえよう。また、このことは、「カルト」被害に対する司法救済のアプローチを考える際にも重要な意味をもつであろう。

自衛官合祀訴訟で提起された宗教的人格権は、他人から干渉を受けない静謐の中で宗教的感情をめぐらせる自由であった。それは直接的な強制や禁止さらには不利益な取扱いに至らなくても信教の自由が侵害されることがあるとの認識にもとづいている。このような宗教的人格権は、一種のプライバシーの権利ともいえよう。⁽³⁴⁾ プライバシーの権利は、今日では世界的に認知されており、国際人権規約のいわゆるB規約でも「私生活の自由」として保障されている。プライバシー権を「私生活の自由」としてとらえる考え方は、宗教的人格権を考える際に大変重要な意味をもつ。政教分離制の下では宗教は私事として位置づけられる。そして、そのような宗教は個人の「魂」の根拠として、いわば私事中の最も奥深いものとして最大限尊重されなければならない。宗教が私事として他人の干渉か

ら自由なものとして位置づけられるなら、宗教に対する強制や禁止を超えて宗教的プライバシー権をそこに認めることも可能であろう。そのような宗教的プライバシー権は、「信仰生活の自由」であり、結局、宗教的人格権と同義であるといつてもいいであろう。

最高裁は、前述のように自衛官合祀訴訟において宗教的人格権⁽³⁵⁾と宗教的プライバシー権について否定的見解を示した。しかし、すでに見たように憲法は信教の自由を保障し、政教分離原則を採用している(二〇条)。また、憲法は、個人の尊重と幸福追求権をうたっている(一三条)。これらの規定に「信仰生活の自由」の根拠を求めることは決して不可能ではない。⁽³⁶⁾ たしかに宗教的人格権は主観的であるとして批判されている。しかし、「主観的」な宗教上の感情として宗教的人格権を否認することは、宗教に対する無理解に由来する発想であろう。宗教的プライバシー権侵害については、一般人の感受性を基準に判断しうる。⁽³⁷⁾ また、宗教的プライバシー権の内容については、かなり広く設定することも可能であろう。人格権の概念は広く、祀られない権利にとどまるものではないからである。⁽³⁸⁾ いわゆるエイズ・プライバシー事件においては、告別式の静謐を侵害する行為が不法行為にあたる場合があるとの判断もなされている(大阪地判平元・一二・二七、判時一三四一・五三)。

問題は、「カルト」被害との関係で宗教的人格権を主張できないかである。例えば、靈感・靈視商法での被害は今までは消費者問題としてとらえられてきており、その観点から被害救済が図られてきたといつてよい。しかし、それだけでは金銭被害にとどまり、被害救済をつよく主張すればするほど経済的自由に比して高度の保障を受けるべき精神的自由(信教の自由)が軽んじられるようにも受け取られた(違法性の主張のレベルでは困惑、恐怖等の精神的側面が強調されたことは否定しない)。従来、被害救済のために、いわば信教の自由の限界・制限を追求する形が一般的であった。しかし、「カルト」被害はむしろ精神面において深刻ではなからうか。もちろん、いわゆ

る「マインド・コントロール」等を取り上げれば、微妙な問題に踏み込んでしまう。そのことは別にして「水子の霊の祟り」や「祖先の霊の祟り」等をもちだして被害者に困惑・恐怖等を与えれば、そのことはすでに宗教的人格権を侵害していると考えるべきではなからうか。

それらの行為は、「布教」活動の一環としてなされたとしても社会的相当性を欠いており、宗教に関する個人の自己決定権を侵害しており、また、宗教に関する静謐な環境を破壊し、個人の平穏な宗教生活をおくる自由を侵害しているといえる。権利侵害・違法性相関論からすればそれは違法性を高める行為としても把握されよう。⁽³⁹⁾ このような場合、宗教団体の自由よりも個人の自由が優先されなければならない。信教の自由の限界をいうよりもその拡充・充実を主張するなかで「カルト」被害が救済される方途を採るべきであろう（「青春を返せ」訴訟を参照）。宗教的人格権については、どの程度の侵害があれば救済されるのが依然として不明確であるとの批判がある。その点については、具体的事例を積み上げて行くほかはない。また、宗教的人格権という語が適切かどうかという問題もある。この概念が最高裁によって否定されていることも考慮しなければならない。そのような点も含めて、今一度、この概念を再検討し、再構築する必要があるように思われる。個人の尊厳、尊重という観点から宗教団体の布教・伝導活動、布施・献金活動に限界を設定することは、個人のレベルにおける信教の自由を確実にすることであり、そのような視点をとることによって、信教の自由の擁護の側にたつ者、宗教をめぐる「古い」問題を懸念する者もともに議論する場が見いだされるであろう。

(1) 例えば統一教会人身保護事件（徳島地判昭五八・一一・一一、判時一一一〇・一一〇）、オウム真理教人身保護事件（大阪地判平二・九・

- 七、判時一三六六・九六)がある。また、京都市ではオウム真理教のマンション内の施設に関してマンション住民が区分所有権法にもとづいて退去を求めた訴訟も提起されている。各地ではオウム真理教信者の住民票受理拒否、教祖の子の就学拒否事件もおきている。なお、「カルト」という言葉はしばしばベリンクの機能をもちが、ここではそのような意図はない。
- (2) これらは、宗教、倫理、法律の分野にまたがる興味深い問題であるが、輸血の問題を除いては本稿で取り上げることはできない。
- (3) 例えば在日ムスリムの数は約一〇万人、日本人の信者数は三〇〇〇人に達しているが、宗教活動、風習などの点で日本の社会の中で摩擦を起こす可能性がある。多数者の側が開かれた精神をもって対応できるであろうか。
- (4) 日弁連は、「宗教的活動名目の各種資金活動に関する実態と問題点」(一九九五年一月)、「反社会的な宗教活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」(一九九九年三月)を発表しているが、それ以前から、宗教団体の資金活動等について取り組んでいる。
- (5) 信教の自由の限界について正面から論じたものは案外少ない。従来の研究は、信教の自由の拡大・拡充を意識したものであったからであらう。この問題については今後、宗教学会でも議論が詰められていく予定である。なお、アメリカにおける信教の自由の限界については、瀧澤信彦「宗教的自由の憲法保障の限界について」(宗教法一八号)二二五ページ以下を参照。
- (6) このことについては、平野武「宗教団体と法—今日の問題について」(宗教法一六号)一〇九ページ以下参照。実は、二つの問題を考えてみるかは宗教学会法改正についての議論の背景にも存在していた。
- (7) 国家神道消滅論については、平野武「政教分離裁判と国家神道」一四七頁以下を参照。
- (8) これらの判決を見れば、象徴天皇制の存亡問題を再吟味しなければならないのかも知れない。
- (9) 国旗・国歌法制定議論の際に、強制が伴わないことが強調されたが、教育現場では強制的ないし圧迫がないとはとてもいえない状況である。今後、アメリカのバートネット事件のような問題がこりうる可能性がある。
- (10) 平野武「宗教と法と裁判」八八頁参照。最近の出来事であるが、森総理大臣の「天皇を中心とする神の国」発言は、古い意識が残存していることを示しているといえよう。
- (11) 本事件については、森省三「信教の自由と加持祈祷治療」(別冊ジュリスト一三〇号)「憲法判例百選I」第三版、八二—三頁)その他多くの文献があるが、紹介ができない。なお、以下の言及する判例にももちろん数多くの判例評釈等があるが、紙幅の関係で引用を省略することをお許し願いたい。

- (12) 祈禱師が、祈禱が病氣治療にまったく効果がないこと知りながら、いかにも効能があるように偽って祈禱を行い金品をえたことが詐欺罪にあたる、とされた例もある(大津地裁長浜支部判昭三〇・一一・七、刑集一〇・一一・一五四七)。この場合も信仰の内容に立ち入ることなく、外形的に判断されたといえる。
- (13) これらの事件については、日弁連「反宗教的な宗教活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」を参照されたい。
- (14) 最近の「法の華三法行」についての福岡地裁判決も同様の立場を示したものと見える。また、古都保存協力税条例事件判決(京都地判昭五九・三・三〇、判時一一一五・五一)も外形的判断に基づいて課税することは信仰の自由を害さないとの見解を示した。
- (15) 平野「宗教と法と裁判」七二頁参照。
- (16) このことは、微妙な問題を含んでいるが、信仰内容に立ち入れないことを理由に信仰の自由の保障を危うくすることは避けなければならない。
- (17) この判決には信仰の自由と宗教的人格権の関係が必ずしも整理されておらず、また、宗教的人格権の憲法上の根拠について十分に説明されていない等の問題はあるが、宗教的人格権をはじめ承認したものととして画期的な意義をもっていると評することができる。
- (18) 靖国神社公式参拝訴訟については、平野「信仰の自由と宗教的人格権」一一二頁参照。
- (19) このことは、従来も通説的見解であり、行政側でも認めて来たところである。文化庁文化部宗務課内・宗教学人研究会編著「Q & A 宗教学者の管理運営」一一二頁。
- (20) 解散命令は、本件決定もいうように宗教団体の世俗的側面のみを対象にするものであり、その精神的・宗教的側面は対象外であり、信者の信仰の自由に介入するものではない。
- (21) 精神的自由の優越的地位の理論からすると当然の帰結といえるが、周知のとおり、最高裁は精神的自由に明確にこの理論を適用して来ただけではない。
- (22) なお、これを憲法上の争点に関する第三者の権利の援用ととらえる見解もありえよう。事実、原決定はそのように判断した。
- (23) これについても平野「宗教と法と裁判」一七九頁以下参照。
- (24) 本件一審判決(平九・三・一二、判タ九六五・八三)は、信仰にもとづく輸血拒否の特約を公序良俗に反するものとして認めなかった。
- (25) 平野「患者の自己決定権と信仰」(覆原猛先生古稀記念論集「現代国家の制度と人権」)一四六頁参照。

- (26) 「エホバの証人」は決して自殺願望者ではない。平野「信仰にもとづく輸血拒否」(太田富雄編著「現代医療の光と蔭」)一四一頁。
- (27) 学校側としては、信仰を問わず、平等に授業を実施し、平等に評価すべきことが、教育を受ける権利を保障した憲法二六条や平等原則を定めた憲法一四條、さらには政教分離原則を定めた憲法二〇條の趣旨から当然に要請されているところである、とする。
- (28) 平野「宗教と法と裁判」七三頁。
- (29) 寺院の入山料に関して、寺院はその宗教施設について財産権を有するのであるから、これを非公開することも、公開して他人に利用を許すことも自由であり、公開する場合にどのような条件を設けても、原則として自由である。そうして公開する場合、利用者に金員の交付を求め、契約した者に対してのみ利用を許すことも、私的自治として当然に許されるとした例もある(京都他判昭六〇・九・二六、判時一一八三・一一八)。このケースも私的自治を承認しているわけである。
- (29) 判旨は、墓地使用規則上、信徒であることが、墓地を使用することについての要件とされていても、典例を受けることが同墓地使用上の負担になっているとは認定できず、典例が行われることは事実上の慣行にすぎない。従つて、寺院側の典例を受けないことを理由として直ちに埋葬を拒否しうるものではない、とするものである。
- (30) 平野「宗教と法と裁判」七五頁参照。
- (31) 団体と個人の信教の自由は、通常は互いに支え合うものである。個人の信教の自由の延長線上に団体の自由があり、団体の自由は個人の自由を強固にする。オウム真理教解散事件最高裁決定は、前述のように解散によって法人格が消滅したあとも宗教団体は消滅せず、解散命令によつて宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではない、という。このような理解は、破壊活動防止法による団体の解散との差異を明白にするであろう。やはり破滅法はオウム真理教に適用されるべきでない。また、いわゆる団体規制法は、観察処分と再発防止処分を導入したが、この法律は団体と個人の信教の自由を危うくするおそれがあるといわざるをえない。なお、改正宗教法人法は財務書類の提出義務を導入したが、宗教活動と公益事業については国家は課税権力を放棄しているから収益事業に限つての提出義務に限定すべきではなからうか。そのことによつて団体のみならず信者等のプライバシー保護が守られるであろう。
- (32) この判決の多角的検討については、桐ヶ谷章・藤田尚則・塩津徹「信教の自由を考える」を参照。
- (33) これらの判例の流れについては、同右参照。

(34) プライバシー権については、「宴のあと」事件の東京地裁判決（昭三九・九二八、下民集一五・九二二七）が個人の尊厳、幸福追求権を基礎にこれを認めたが、周知のように、このようなプライバシー権は、公開されたくない権利、知られたくない権利からさらに「放っておいてもらう権利」、他者から干渉されないうで私生活を送る権利として広く承認されるようになった。

(35) 宗教的人格権は、一連のいわゆる靖国神社公式参拝訴訟においても問題になった。いずれの判決も、中曾根内閣下の靖国神社公式参拝が宗教的人格権を侵害するものとの主張に対して、すべて原告らの主張を主観的・抽象的な感情にすぎないとして退けた。これには自衛官合祀最高裁判決が大きな影響を与えたことは疑いようがない。

(36) 平野「信教の自由と宗教的人格権」

(37) 宗教的人格権が宗教的プライバシー権である以上、「主観的」なことはむしろ当然といえる。そもそもプライバシー権は、名誉権とちがって社会的評価という「客観的」価値に関わるものではない。しかし、「主観的」であるといってもそれは必ずしも「客観的」にとらえられないわけではない。この点について、「宴のあと」事件東京地裁判決が、一般人の感受性を基準にして当該個人の立場に立つて耐えがたい苦痛を感じると考えられる場合、プライバシーの侵害を認めうるとしたことが参照されるべきである。表現の自由・報道の自由と宗教的人格権が衝突する場合はその調整を考えなければならない。例えば、「幸福の科学」事件は、当該宗教の社会的地位・影響力が強大であれば、報道が公共の利害に関わり、公益目的をもってとなされている時は、報道する側は宗教的人格権侵害の責を負わずにすむことができると考え方に依拠して判断されるであろう。宗教的人格権が私人（報道機関を含む）との関係で救済されないことはありうるのである。

(38) 「幸福の科学」事件大阪地裁判決（平成五年二月二六日）は、一般論としては静穏な宗教生活の重要性を認めたが、宗教的人格権は否定した。

(39) 違法性のレベルで法的構成をすればすむとの意見もあろうが、権利侵害（信教の自由の問題）としても議論できるのであるから、それを避けるべきではない。そのような議論は、宗教者や信教の自由に至高の価値を置く者にとっても受け入れやすいであろう。